

農地利用最適化推進の取組について

広島市農業委員会

1 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）の活動状況

- 1 遊休農地の発生防止・解消
利用状況調査、遊休農地等所有者への利用意向調査、遊休農地解消指導
- 2 担い手等への農地集積・集約化の推進
認定農業者、青年等新規就農者、市の農業研修修了者等主要な担い手の意向確認を行い、規模拡大等を支援
農地の受け手、出し手を発掘し、あっせんする等、地域に根差した活動
- 3 新規参入の促進
新規就農者の農地のあっせん、就農後の営農、地域活動等の支援
- 4 地区協議会への出席（年 6 回）
- 5 各種研修会、他都市調査、市長と農業者との懇談会、認定農業者との意見交換会への出席

2 農業委員と推進委員の連携について

○「農地法申請案件の現地調査」

担当地区の農業委員が調査する。

大規模転用等地域の農業や生活への影響が大きいと思われる場合には、必要に応じ、推進委員から意見を聴取することとしている。

○「農地利用状況調査、意向調査等」

担当する推進委員が農業委員の協力のもと実施する。

大半が推進委員 1 名で実施している。地区によっては、農業委員と推進委員が担当地区を分担したり、一部を共同で実施している事例もある。

3 「地区協議会」

本市では、新制度移行以前から、利用状況調査や農地のあっせん等の農業委員会業務を円滑に進めるため、地区別に協議・検討を行うことを目的に、「6 地区協議会」を設置しており、新制度移行後は、この協議会を農業委員と推進委員の協議・連携の場としても活用しています。

このため、従来は年 3 回程度の開催でしたが、平成 29 年度から、2 ケ月に 1 回、定期的に行うこととし、主な協議内容は、次のとおりです。

- 5 月 年間活動計画、利用状況調査内容方法、調査図面、担い手情報、市長への意見書
- 7 月 利用状況調査現地目あわせ
- 9 月 遊休農地の決定、利用意向調査、遊休農地指導
- 11 月 勧告農地指導、非農地調査、納税猶予農地調査
- 1 月 意向内容確認、担い手の意向確認
- 3 月 活動計画、点検評価

広島市農業委員会地区協議会設置要領

1 設置の目的

農地等の利用の最適化の推進等の農業委員会業務を円滑に進めるため、地区別に協議・検討を行うことを目的に、「地区協議会」を設置する。

2 構成人員数

各地区協議会の構成人員数は、次表のとおりとする。

地区協議会名		区域	農業委員数	農地利用最適化 推進委員数	合計人員数
1	旧市 地区協議会	中・東・南・西区	2人	3人	5人
2	安佐南区 地区協議会	安佐南区	4人	6人	10人
3	白木・高陽 地区協議会	白木町・高陽町	4人	11人	15人
4	可部・安佐 地区協議会	可部町・安佐町	4人	11人	15人
5	安芸区 地区協議会	安芸区	2人	5人	7人
6	佐伯区 地区協議会	佐伯区	3人	8人	11人
計			19人	44人	63人

3 役 員

それぞれの地区協議会に、協議会長1名、副協議会長1名を置く。

役員は、それぞれの地区協議会の会員の互選による。

協議会長及び副協議会長は、農業委員及び農地利用最適化推進委員から1人ずつ選出する。

4 地区協議会の開催

農業委員会会長及び6地区協議会の協議会長が協議し、農業委員会業務上必要が生じた場合等、各地区協議会の協議会長がそれぞれの地区協議会を開催する。

また、農地等の利用の最適化の推進の具体的な手順・作業に関するものは、地区を分けて作業部会を置くことができる。

5 農業関係機関の職員の出席

協議の内容によっては、他の農業関係機関等（農政課、区農林(担当)課、(公財)農林水産振興センター、農業協同組合等）の職員の出席を求め、必要な説明、意見等を聴くことができる。

附 則

この設置要領は、平成 18 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

「平成 29 年度農業委員・農地利用最適化推進委員南部ブロック研修会」

平成 29 年 11 月 27 日 13:00~16:00 KKR 広島 1F 「孔雀」

「農地利用最適化推進委員の活動報告」

広島市農業委員会 農地利用最適化推進委員

安芸区阿戸町 伊崎 嘉己

1. はじめに

自己紹介 推進員の立候補した理由

2. 阿戸地域の紹介

安芸区阿戸町

人口 10月末 2,140人 安芸区 80,032人 約3% 世帯数 960

65歳以上が33%

面積 20.12km² 安芸区の約 20%

農地面積 108ha 内、ほ場整備農地 22ha 20%

経営農地 40ha (平均 0.4ha/戸) 稲作約 80% 耕作放棄 16ha 合計 68ha

農家戸数 専業 29戸 兼業 (1,2種) 37戸 計 66戸 自給的農家 60戸

合計 126戸

※少子高齢化が進み、東西を山で囲まれ、川筋に小さな農地がある典型的な中山間地域

3. 遊休農地の解消事例

昨年の農地利用現地調査で遊休農地指定、面積 11a

農地所有者の状況、農地の状況 その後意向調査

4. 「みはらし5」設立

はなしの発端、松井市長の町内視察、会員 19名

目的 町内全域の休耕地、道路に面した荒れ地などを整備し、環境美化と住みよい魅力あるまちづくりの推進

現在、3カ所整備、花作りなどに活用、規約を作り、地道な活動を継続して推進

「日本農業新聞」「ホームテレビ」で紹介されました

5. 活力農業 新規就農者の参入

ほ場整備農地 8,752m²にハウス10棟建て、小松菜を栽培、年間1,000万円の売上

農地確保の経緯 農機が壊れ新規購入か休むか思案中 農業委員で話を進める

12月から工事、来春から就農 今後の課題、参入者への支援

6. 小学校児童への農育、食育指導

5年生児童に枝豆の播種から収穫まで指導

2年生児童の「町内たんけん」学習では場でのコンニャク芋の収穫、他の野菜の話

7. 認定農業者・スローライフ・ふるさと帰農者の参入

認定農業者 1法人 (h27)

スローライフ 2名 (第1期生、第5期生)

ふるさと帰農者 1名

8. 今後の課題と活動

非農地の調査 1,002筆 175,956㎡ 平均 176㎡

鳥獣害の対策 イノシシ、サル、小動物、シカなど

9. まとめ

「地域の農地は地域で守る」をモットーに、推進員として微力ですが地域の色々な会合
の中でいろんな情報を集め、関係機関などと協力して活動を進めたい